

明星大学大学院教育学研究科『年報』投稿規程

- 1 年報に発表する論文等は、未発表のものに限る。
論文は400字原稿用紙40枚位、図・表を入れて50枚位、論文要旨、研究ノート、書評、資料等は400字用紙8枚位、図・表を入れて10枚位を目安とする。
- 2 原稿の提出は、原則として「電子媒体」と「打ち出し原稿1部」の両方を完成原稿として提出する（A4判用紙：40字×40行）。ただし、横書き400字詰め原稿用紙による提出も可とする。なお、電子媒体にはソフト名、タイトル名、執筆者名を付記のこと。
- 3 論文（又は論文要旨）等の最初のタイトル・ページに、次の事項を記載する。
論文名、執筆者名、内容のキー・ワードをそれぞれ邦・欧文で表記。要約（アブストラクト）と目次を表記。
- 4 図・表等は別紙に記入し（番号とタイトルを付す）、本文中にその割付位置の指定をする。
- 5 原稿募集は、後期講義開始後に行い、所定の応募用紙と原稿を原稿の締切りまでに提出する。
- 6 校正は原則として一校までとし、執筆者が行うものとする。校正は単に誤植の訂正など、必要最小限に止めるように努める。
- 7 原則として、年報に掲載された論文等の著作権は著者本人に帰属する。
編集委員会は、年報の掲載原稿の第一次刊行権を有し、版下は編集委員会に帰属する。著者は、年報に掲載された論文等の全部または一部を複製、転載の形で利用することができるが、その場合には、あらかじめ文書によって本研究科の了承を経た上で、年報の掲載論文等である旨を明記しなければならない。
なお、投稿者・依頼原稿の執筆者は、電子媒体による論文等の公開を許諾したものとする。ただし、当該論文等に第三者の著作物（図版、図表等）が含まれる場合は、著者がその著作権に係る処理を行わなければならない。

補足 論文執筆者には本誌5部を贈呈する。抜刷りを必要とする場合は、費用を本人負担にて作成する。

付則 本規程は2016年7月31日から施行する。